

省エネ・地域パートナーシップ参加要件 (パートナー省エネ支援機関)

パートナー省エネ支援機関は、以下の要件をすべて満たすこと。

体制の整備について

- 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費における省エネお助け隊等として活動していること。
- 上記に該当しない場合、以下のすべてを満たすこと。(※1)
 - ✓ エネルギー管理士等の資格(※2)を有し、OJTを通じて省エネ診断(※3)等の実績を重ねている職員が所属する事業者(法人、団体、組合等)で、日本国内において活動している法人であること。
 - ✓ 支援対象とする地域(都道府県)において地域中小企業等への相談・支援体制や、適切な事務処理体制を有すること。
 - ✓ 支援対象とする地域の自治体(都道府県庁及び市区町村)や中小企業支援機関と連携する(情報交換や中小企業向けセミナーの開催等を行う)こと。

(※1) 各要件の適合性については個別に事務局が確認を行うため、必要に応じて確認資料の提出を求める場合がある。

(※2) エネルギー管理士、技術士、建築士、建築整備士、電気工事士(1種)、ガス主任技術者、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、ボイラー・タービン主任技術者、管工事施工管理技士ほか、事務局が認める資格。

(※3) 国または自治体を実施する補助事業等における省エネ診断を指す。

地域中小企業等に対する省エネ支援について

- 地域中小企業等が問合せできる窓口を設け、省エネに関する相談に丁寧に対応すること。
- 地域中小企業等に向けて、省エネ診断や省エネ補助金等の支援策の積極的な紹介や、webページ等を通じた定期的な情報発信を行うこと。
- 省エネ・地域パートナーシップ関係機関から紹介を受けた地域中小企業等に対して、個別相談の機会を設けるなどし、適切な支援を実施すること。

パートナー金融機関との連携について

- 自らが支援対象とする地域(都道府県)で1以上のパートナー金融機関と連携し、スムーズに情報共有するための体制を構築すること。
- パートナー金融機関からの求めに応じて、担当者向けの省エネセミナー等を実施するなどし、パートナー金融機関から地域中小企業等に対する提案力の更なる向上に協力すること。